

青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例の骨子（案）

1 条例制定の目的

県では、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに「共生型サービス」を位置づけることを含む「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号。）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）の一部改正により、平成 30 年 4 月 1 日から、介護保険法に基づく介護サービス事業所又は児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所の指定を受けた事業所であれば、障害福祉サービス事業所の指定基準を満たさずとも事業を実施できる特例が設けられ、共生型サービスに係る従業者の知識及び技能並びに人員、事業の設備及び運営に関する基準を県の条例で定めることとなったことから、条例を制定するものです。

○共生型サービスの種類

- (1) 居宅介護
- (2) 重度訪問介護
- (3) 生活介護
- (4) 短期入所
- (5) 自立訓練（機能訓練）
- (6) 自立訓練（生活訓練）

○共生型サービスについて条例で定めることとされた基準

従業者の知識及び技能並びに人員、事業の設備及び運営に関する基準

2. 条例の制定内容

青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例の制定に当たっては、これまで青森県においては国の基準と積極的に違える必要はないと判断し、国の基準そのものを県の基準とするよう条例で規定しており、今回の共生型サービスの基準についても国の基準と違える必要性は認められないことから、国の基準を県の基準として定めるものです。

条例で定める基準	県の基準とする国の基準
共生型障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）

3. 施行期日

条例の公布日